

総務課

- 一 所の総合企画及び調整に関すること。
- 二 請負、入札及び契約に関すること。
- 三 建設業の許可及び承継の認可並びに建設業者の指導監督に関するこ
と（柏土木事務所を除く。）。
- 四 機械器具の管理に関すること。
- 五 資材及び物資の需要調達に関すること。
- 六 庶務に関すること。

管理課

- 一 道路、河川、海岸並びに国有及び県有の土地及び水面の管理（維持課
において所掌するものを除く。）に関すること。
- 二 港湾の管理及び運営に関すること。
- 三 砂防指定地及び地すべり防止区域の管理に関すること。
- 四 急傾斜地崩壊危険区域の管理に関すること。
- 五 国定公園、県立自然公園、県立都市公園、首都圏近郊緑地保全区域、
特別緑地保全地区及び風致地区の管理に関すること（東葛飾土木事務所
を除く。）。
- 六 國土交通省所管の公共用財産に係る使用料及び生産物採取料の徴収
に関すること。
- 七 県土整備部用地課所管の県有の普通財産に係る貸付料並びに売払代
金及び交換差金並びに契約保証金の徴収に関すること。
- 八 都市計画に関すること。
- 九 プレジャーボートの係留保管の適正化に関すること（漁港事務所及び
港湾事務所において所掌するものを除く。）。

用地課

- 一 土地等の収用、買収及び補償に関すること。
- 二 登記に関すること。
- 三 不動産の鑑定評価に関すること。

管理用地課

- 一 管理課の部各号に掲げる事務
- 二 用地課の部各号に掲げる事務

調整課

- 一 工事の企画及び連絡調整に関すること。
- 二 技術に関する所内各課及び関係機関との連絡調整に関すること。
- 三 技術関係の所内研修に関すること。
- 四 工事の安全対策に関すること。

五 市町村の国費及び県費補助を伴う土木事業の指導監督等に関すること。

六 市町村の国費及び県費補助を伴う都市計画事業に関するこ

七 道路、河川等の調査及び統計に関するこ（維持課において所掌するものを除く。）。

八 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に係る届出及び通知の受理、助言、勧告、命令等に関するこ（建築物及び建築系工作物を除く。）。

道路建設課

一 道路、橋梁^{りょう}等の新設、改良及び舗装の工事に関するこ（維持課において所掌するものを除く。）。

二 都市計画道路の工事に関するこ。

三 国定公園、県立自然公園、県立都市公園、首都圏近郊緑地保全区域及び特別緑地保全地区に係る工事に関するこ。

四 道路、橋梁^{りょう}等の新設及び改良に係る技術に関する調査、統計及び報告に関するこ。

河川改良課（略）

建設課

一 道路建設課の部各号に掲げる事務（東葛飾土木事務所にあつては、同部第三号に掲げる事務を除く。）

二 河川改良課の部各号に掲げる事務

維持課

一 道路、橋梁^{りょう}、河川、海岸、港湾、砂防、地すべり及び急傾斜地崩壊防止施設等並びに国有及び県有の土地の維持補修に関するこ。

二 道路改良（特殊改良第二種及び局部改良に限る。）、交通安全施設、電線類地中化、過疎対策市町村道、山村振興市町村道、半島振興市町村道及び道路排水施設の工事に関するこ。

三 都市計画道路の維持補修に関するこ。

四 水防及び災害復旧工事（応急工事を含む。）に関するこ。

五 道路、河川等の愛護奨励に関するこ。

六 道路、河川等の調査及び統計に関するこ（維持補修、災害復旧等に関することに限る。）。

建築課

一 建築物等の許可、認定、確認、検査等及び届出の受理に関するこ。

二 道路の位置の指定に関するこ。

三 建築物等及び指定道路に係る書類の閲覧に関するこ。

- 四 建築士等の指導監督に関すること。
- 五 凈化槽の設置等に関すること。
- 六 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく特定建築物に係る指導及び助言並びに認定等に関すること。
- 七 建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく既存耐震不適格建築物に係る指導及び助言に関すること。
- 八 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に係る判定、届出の受理、認定、指導、助言、指示、命令等に関すること。
- 九 千葉県福祉のまちづくり条例に係る建築物の届出の受理、指導及び助言等に関すること。
- 十 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に係る届出及び通知の受理、助言、勧告、命令等に関すること（建築物及び建築系工作物に限る。）。
- 十一 都市の低炭素化の促進に関する法律に係る認定、命令、助言及び指導等に関すること（低炭素建築物に係るものに限る。）。

宅地指導課（略）

建築宅地課（略）

(第3項から第8項 略)

公園街路課（略）

真間川改修課（略）

- 9 第一項の規定にかかわらず、東葛飾土木事務所にあつては、東葛飾土木事務所の所管区域のうち、野田市及び流山市（旧新川村の区域の一部に限る。）の区域に係る第二項調整課の部各号、建設課の部各号及び維持課の部各号に掲げる事務を分掌させるため、野田出張所を置く。

(第10項 略)

公園街路課（略）

高架事業推進課

- 一 建築物等に係る調査、決定及び通知に関する事（鉄道高架事業に係るものに限る。）。
- 二 建築物等の移転及び補償に関する事（鉄道高架事業に係るものに限る。）。
- 三 土地等の収用、買収、補償及び管理に関する事（鉄道高架事業に係るものに限る。）。
- 四 登記に関する事（鉄道高架事業に係るものに限る。）。
- 五 連続立体交差事業に係る工事及び維持補修に関する事。
- 六 都市計画道路の工事及び維持補修に関する事（鉄道高架事業に係る

ものに限る。)。

七 その他鉄道高架事業に関すること。

- 11 第一項の規定にかかわらず、香取土木事務所にあつては、次の各号に掲げる事務を分掌させるため、小見川出張所を置く。
 - 一 香取土木事務所の所管区域のうち、香取市（旧小見川町及び旧山田町の区域に限る。）及び香取郡東庄町の区域に係る第二項調整課の部各号、建設課の部各号及び維持課の部各号に掲げる事務に関すること。
 - 二 一之分目揚排水機場及びこれに附帯する施設の維持及び管理に関すること。
- 12 第一項の規定にかかわらず、海匝土木事務所にあつては、一般国道百二十六号銚子連絡道路の建設に関する事務を分掌させるため、銚子連絡道路建設課を置く。
- 13 第一項の規定にかかわらず、長生土木事務所にあつては、一般国道四百九号長生グリーンラインの建設に関する事務を分掌させるため、長生グリーンライン建設課を置く。
- 14 第一項の規定にかかわらず、夷隅土木事務所にあつては、夷隅土木事務所の所管区域のうち、夷隅郡大多喜町の区域に係る第二項調整課の部各号、建設課の部各号及び維持課の部各号に掲げる事務を分掌させるため、大多喜出張所を置く。
- 15 第一項の規定にかかわらず、安房土木事務所にあつては、安房土木事務所の所管区域のうち、鴨川市の区域に係る次の各号に掲げる事務を分掌させるため、鴨川出張所を置く。
 - 一 第二項総務課の部第三号並びに管理課の部第一号、第三号、第四号及び第八号に掲げる事務に係る申請、届出等の受理に関すること。
 - 二 第二項調整課の部各号、建設課の部各号及び維持課の部各号に掲げる事務
- 16 第一項の規定にかかわらず、君津土木事務所にあつては、次に掲げる事務を分掌させるため、公園街路課、天羽出張所及び上総出張所を置く。

公園街路課（略）

天羽出張所

- 一 君津土木事務所の所管区域のうち、富津市（旧天羽町及び旧大佐和町の区域に限る。）の区域に係る第二項調整課の部各号、建設課の部各号及び維持課の部各号に掲げる事務

上総出張所

- 一 君津土木事務所の所管区域のうち、君津市（旧上総町及び旧小櫃村の区域に限る。）の区域に係る第二項調整課の部各号、建設課の部各号及び

維持課の部各号に掲げる事務

- 17 第一項の規定にかかわらず、市原土木事務所にあつては、市原土木事務所の所管区域のうち、市原市の区域（旧南総町及び旧加茂村の区域に限る。）に係る次の各号に掲げる事務を分掌させるため、鶴舞出張所を置く。
- 一 第二項調整課の部第一号から第七号までに掲げる事務
 - 二 第二項建設課の部各号に掲げる事務
 - 三 第二項維持課の部各号に掲げる事務
- 18 第二項及び第十五項の規定にかかわらず、第二項管理課の部第一号に掲げる事務のうち土地の境界確定に関する事務（鴨川市の区域に係るものに限る。）並びに同項管理課の部第一号、第三号、第四号及び第八号に掲げる事務に係る申請、届出等の受理（鴨川市の区域に係るものに限る。）については、安房土木事務所の管理課及び鴨川出張所が分掌するものとする。

千葉県組織規程に規定されている北千葉道路建設事務所の内部組織及び分掌事務は以下のとおりである。

（内部組織及び分掌事務）

第百三十五条の十 北千葉道路建設事務所に総務課、用地課及び建設課を置く。

2 各課の分掌事務は、次のとおりとする。

総務課

- 一 所の総合企画及び調整に関すること。
- 二 請負、入札及び契約に関すること。
- 三 機械器具の管理に関すること。
- 四 資材及び物資の需要調達に関すること。
- 五 庶務に関すること。

用地課

- 一 道路の新設及び改良に係る土地等の収用、買収及び補償に関すること。
- 二 道路の新設及び改良に係る登記に関すること。
- 三 道路の新設及び改良に係る不動産の鑑定評価に関すること。

建設課

- 一 道路、橋梁^{りょう}等の新設、改良及び舗装の工事に関すること。
- 二 道路の新設及び改良に係る技術に関する調査、統計及び報告に関すること。

総務部資産経営課が、知事部局の固定資産台帳の管理を管轄している。

千葉県組織規程に規定されている総務部資産経営課の分掌事務は以下のとおりである。

第一目 総務部

(総務部各課等の分掌事務)

第十一条 総務部各課等の分掌事務は、次のとおりとする。

秘書課（略）

総務課（略）

人事課（略）

財政課（略）

資産経営課

一 県有施設の資産経営の総括に関すること。

二 県有施設の総量縮減の推進に関すること（社会資本に関するものを除く。）。

三 県有施設の長寿命化等の推進に関すること（社会資本に関するものを除く。）。

四 県有施設長寿命化等推進基金に関すること。

五 県有財産の取得、管理及び処分の総括に関すること。

六 県有資産等の所在市町村交付金に関すること。

管財課（略）

税務課（略）

市町村課（略）

政策法務課（略）

審査情報課（略）

学事課（略）

総務ワークステーション（略）

デジタル戦略課（略）

デジタル推進課（略）

情報システム課（略）

イ 企業局

平成30年度までの「千葉県水道局」と「千葉県企業土地管理局（旧：企業庁）」が組織統合し、令和元年度から「千葉県企業局」となった。

企業局は管理部、水道部、工業用水部、土地管理部の4部からなっている。

令和元年度から現在の組織となって日が浅いことから、旧千葉県水道局と旧企業庁の業務運営体制が継続しており、水道部と工業用水部は別々の情報シス

テムを運用している。伝票処理についても異なる部分があることから、両部の伝票処理の方法の統一を図るための通知が出されており、例えば、令和3年5月27日付で、「管理部経理課長名で「工事等の債務負担行為に係る伝票処理について(通知)」(企管経第332号)が発出されている。

千葉県企業局組織規程に規定されている企業局の部、課及び出先機関の設置並びに部の分掌事務は以下のとおりである。

(部、課及び出先機関の設置)

第二条 千葉県企業局(以下「局」という。)に本局として管理部、水道部、工業用水部及び土地管理部を置く。

2 次の表の部名の欄に掲げるそれぞれの部に当該課名の欄に掲げる課を置き、それぞれの課に当該室名等の欄に掲げる室又は班を置き、それぞれの室に当該班名の欄に掲げる班を置く。

(表 略)

3 局に出先機関として次の表の上欄に掲げる県水お客様センター、水道事務所、施設整備センター、浄水場、給水場、水質センター及び工業用水道事務所を置き、それぞれ当該下欄に掲げる課等を置く。

(表 略)

4 柏井浄水場浄水施設室、福増浄水場浄水施設室及びちば野菊の里浄水場浄水施設室に施設整備課及び浄水管理課を置く。

5 第三項の規定にかかわらず、千葉水道事務所にあつては、料金管理課、施設管理課及び給水装置課に係る事務(千葉県水道事業給水条例(昭和三十六年千葉県条例第四十六号。以下「給水条例」という。)第二十二条の二第一項に規定する指導、助言及び勧告に関するることを除く。)のうち、千葉市的一部の区域に係る事務を分掌させるため千葉西支所を、市原市の区域に係る事務を分掌させるため市原支所を置く。

6 第三項の規定にかかわらず、船橋水道事務所にあつては、料金管理課、施設管理課及び給水装置課に係る事務(給水条例第二十二条の二第一項に規定する指導、助言及び勧告に関するることを除く。)のうち、船橋市的一部の区域及び鎌ヶ谷市の区域に係る事務を分掌させるため船橋北支所を、船橋市的一部の区域並びに印西市及び白井市の区域に係る事務を分掌させるため千葉ニュータウン支所を、成田市の区域に係る事務を分掌させるため成田支所を置く。

7 第三項の規定にかかわらず、市川水道事務所にあつては、料金管理課、施設管理課及び給水装置課に係る事務(給水条例第二十二条の二第一項に規定する指導、助言及び勧告に関することを除く。)のうち、松戸市の区域に係る事務を分掌させるため松戸支所を、市川市的一部の区域及び浦安市

の区域に係る事務を分掌させるため葛南支所を置く。

- 8 第五項の千葉西支所及び市原支所、第六項の船橋北支所並びに前項の松戸支所及び葛南支所に、料金管理課、施設管理課及び給水装置課を置く。
- 9 第六項の千葉ニュータウン支所及び成田支所に料金管理課及び工務課を置く。

(部の分掌事務)

第二条の二 各部の分掌事務は、次のとおりとする。

管理部

- 一 職員の進退及び身分に関すること。
- 二 財務に関すること。
- 三 その他他部の主管に属しないこと。

水道部

- 一 水道事業（千葉県水道事業、工業用水道事業及び造成土地管理事業の設置等に関する条例（昭和四十一年千葉県条例第六十一号。以下「設置条例」という。）第二条第二項に規定する水道事業をいう。以下同じ。）に係る浄水及び配水に関すること。
- 二 水道事業に係る施設の建設に関すること。
- 三 その他水道技術に関すること。

工業用水部

- 一 工業用水道事業（設置条例第二条第四項に規定する工業用水道事業をいう。以下同じ。）の施行に関すること。

土地管理部

- 一 造成土地管理事業（設置条例第二条第六項に規定する造成土地管理事業をいう。以下同じ。）の施行に関すること。

監査対象工事の選定は、インフラごとに、新規か既存施設保守か、年度内完了か繰越か、のすべてのパターンを網羅するようにした。

なお、ここでいう繰越は、法上の「予算の繰越」を示すものではなく、工事の開始から完了までの期間が令和4年度末を越えていることを指している。

事務処理パターン

社会资本	予算種別	年度内完了・繰越	概算件数	社会资本	予算種別	年度内完了・繰越	概算件数
道路	新規	完了	147	上水道 (管路・浄水場)	新規	完了	46
		繰越	294			繰越	41
	保守・維持	完了	574		保守・維持	完了	385
		繰越	182			繰越	171
橋梁	新規	完了	21	工業用水	新規	完了	0
		繰越	15			繰越	0
	保守・維持	完了	93		保守・維持	完了	96
		繰越	44			繰越	14
トンネル	新規	実績あれば	3				
		完了	3				
	保守・維持	完了	17				
		繰越	7				

具体的には、各インフラごとに令和4年度中に完成ないしは繰越となった工事の一覧のうち、金額の上位50位程度からサンプルを抽出し、これ以外からも例外的な処理をしている可能性が高いと思われる工事をサンプルとして抽出した。

また、道路工事に伴う用地の取得については、令和4年度に工事中の路線に係る用地の取得のうち、比較的令和4年度に時期が近いものをサンプルとして抽出した。

ただし、台風第13号からの暖かく湿った空気や局地的に発生した前線の影響により、千葉県では9月8日昼前に線状降水帯が発生し、昼過ぎにかけて猛烈な雨が降り、大きな災害となった。これにより、県南部地域管轄の土木事務所（山武、長生、夷隅、安房、君津、市原）は復旧業務に対応しており、サンプル抽出対象からは除外した。

最終的に監査対象として選定した事業案件は以下のとおりである。

	種別	新規・保守区分	完了・繰越区分	工事名	契約方法	契約額(千円)	所属
1	道路	新規	完了	国道道路改築工事（笛曾根地区外道路改良工） (国)126号	一般競争（総合評価）	403,354	海匝土木事務所
2	道路	新規	繰越	社会资本整備総合交付金工事（八木拡幅道路改良工その2）(国)126号	一般競争（総合評価）	146,774	銚子土木事務所
3	道路	保守	完了	県単災害防止 北総線と隣接する県管理道路の災害復旧工事に関する施行協定	2号随意契約	217,431	印旛土木事務所

	種別	新規・保守区分	完了・繰越区分	工事名	契約方法	契約額(千円)	所属
4	道路	保守	繰越	県単舗装道路修繕工事 (八街に道路打換え工) (主) 八日市場八街線 八街市八街に	指名競争入札	36,467	印旛土木事務所
5	道路	新規	完了	県単道路改良工事 (田町事業地管理工)	1号随意契約	2,475	印旛土木事務所
6	道路	新規	完了	県単舗装道路修繕及び県単道路維持合併工事 (点々修繕その5)	指名競争入札	48,287	印旛土木事務所
7	道路	新規	完了	県単舗装道路修繕及び県単道路維持合併工事 (点々修繕その7)	指名競争入札	42,281	印旛土木事務所
8	道路	新規	完了	県単道路改良工事 (銚子BP整備工)	1号随意契約	2,491	銚子土木事務所
9	道路	新規	完了	県単道路改良工事 (馬場・改良工)	6号随意契約	1,584	北千葉道路建設事務所
10	橋梁	新規	完了	国道道路改築工事 (仮称 土屋橋本線上部工) (国)464号	一般競争(総合評価)	341,025	北千葉道路建設事務所
11	橋梁	新規	繰越	道路受託及び県単道路改良 (一般) 合併工事 ((仮称) 三郷流山橋取付高架橋上部工その4) (主)越谷流山線	一般競争(総合評価)	423,070	東葛飾土木事務所
12	橋梁	保守	完了	県単橋梁修繕工事 (国) 14号 市川市市川3丁目	一般競争(総合評価)	111,235	葛南土木事務所
13	橋梁	保守	繰越	県単橋梁修繕工事 (我孫子橋補修工) (主) 船橋我孫子線 我孫子市泉外	指名競争入札	26,730	柏土木事務所
14	橋梁	付け替え	完了	県単橋梁架換工事 (豊橋旧橋撤去工事)	指名競争入札	37,096	香取土木事務所